

# 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会神奈川本部規則

## 第1章

### 名称及び事務所

(名称)

第1条 公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会定款（以下「定款」という）第2条の別表に基づき、神奈川県に従たる事務所を公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会神奈川本部（以下「神奈川本部」という）と称する。

(事務所)

第2条 神奈川本部は、事務所を横浜市中区住吉町6丁目76番地3に置く。

## 第2章

### 目的及び事業

(目的)

第3条 神奈川本部は、定款に定める事業を円滑に推進することを目的とする。

(業務)

第4条 神奈川本部は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 宅地建物取引に関する苦情相談及び苦情解決業務
- (2) 宅地建物取引に関する研修及び広報並びに情報提供業務
- (3) 宅地建物取引に関する弁済業務
- (4) 手付金保証業務
- (5) 手付金等保管業務
- (6) 入会及び退会等に関する業務
- (7) 会費徴収業務
- (8) その他事業の目的を達成するために必要な業務

## 第3章

### 会員

(構成)

第5条 神奈川本部は、目的及び事業に賛同する者で、宅地建物取引業法に基づき、神奈川県内に登録された宅地建物取引業者及び登録された従たる事務所の代表者をもって構成する。

(入会手続)

第6条 神奈川本部は、全宅保証への入会申込みを受けたときは、別に定める「入会審査基準」に基づき、本部長が入会申込者の適否を審査し、会長宛届け出る。

2 入会手続は、別に定める「入会等に関する事務手続規則」に基づき行う。

3 会員之証の貸与については、別に定める「会員之証貸与に関する規程」に基づき行う。

(会員の資格喪失後の処理)

第7条 定款第10条及び第12条による資格喪失については、その該当者を速やかに本部長より会長宛届け出るものとする。

2 退会手続は、別に定める「入会等に関する事務手続規則」に基づき行う。

## 第4章 役員

(役員の設定)

第8条 神奈川本部に会員の中から次の役員を選任して置く。

- (1) 幹事 19人以上28人以内
  - (2) 監査 1人以上2人以内
- 2 幹事のうち、1人を本部長とし、1人以上2人以内を副本部長、1人を幹事長とする。

(選任)

第9条 幹事たる本部長は、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という）の会長を候補者とし、総会において選任する。

- 2 幹事は、宅建協会会長、副会長、専務理事及び常務理事を候補者とし、総会において選任する。そのほか、必要に応じて宅建協会の監事を除く役員のうちから総会において選任することができる。
- 3 監査は、総会において会員の資格を有する宅建協会監事のうちから選任する。ただし、定員に満たない場合には、前条第1項の規定に係わらず、会員以外の宅建協会監事から選任できるものとする。
- 4 副本部長、幹事長は、幹事会の承認を得て、本部長が幹事のうちから指名する。
- 5 幹事及び監査は、相互に兼ねることはできない。

(幹事の職務)

第10条 本部長は、神奈川本部を代表し、業務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理し、本部長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 幹事長は、本部長の指揮を受け、会務を統括する。
- 4 幹事は、会務を分担し、執行する。

(監査の職務)

第11条 監査は、幹事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監査は、いつでも幹事及び職員に対して事業の報告を求め、神奈川本部の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査は、幹事会に出席して、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち第18条第1項第3号及び第4号を議決事項とする総会の終結の時までとする。ただし、補欠又は補充により就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、第8条に定める定数に満たない場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。
- 3 役員は、再任されることがある。

(役員解任および資格喪失)

第13条 神奈川本部の役員は、総会の決議によって解任することができる。

2 役員は、第9条第1項乃至第3項の該当要件を満たさなくなった場合、役員を当然に退任したものとみなす。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第14条 会議は、総会、幹事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

(代議員の選任)

第16条 代議員は、宅建協会の理事をもってあてる。

(代議員の任期)

第17条 代議員の任期は、第12条の規定を準用する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 本部長の選任及び解職
- (4) 幹事及び監査の選任又は解任
- (5) 全宅保証に対する建策及び事業の推進
- (6) その他の神奈川本部に関する重要事項

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会決議の執行に関する事項
- (3) 全宅保証の理事候補者の選出
- (4) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年度2回開催する。ただし、第18条第1項第3号及び第4号を議決事項とする通常総会は、別に1回開催する。

2 前項の定めにかかわらず、必要があるときは臨時総会を開催することができる。

3 幹事会は、本部長が必要と認めたとき、または幹事の3分の1以上が会議の目的である事項及び招集の理由を示して幹事会の招集を請求したとき開催する。

(会議の招集)

第20条 会議は本部長が招集する。

2 会議の招集は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、原則として、会議開催の7日以前に構成員に対し文書で通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 会議の議長は、出席構成員の中から選任する。ただし、本部長もしくは本部長の指名する者とすることができる。

(定足数)

第22条 会議は、総会においては代議員の2分の1以上、幹事会においては幹事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第23条 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

2 議長は、可否同数の場合に限り議決権を行使することができる。

(議決の委任)

第24条 総会に出席することができない代議員は、予め通知された事項について、他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 前項の規定は、幹事会には適用しないものとする。

(議事録)

第25条 会議については、その議事の要領及び結果を記載又は記録した議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、本部長及び監査が記名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第26条 神奈川本部の事業を円滑に遂行するため、次の委員会を設置し、それぞれの事項について分担執行する。

(1) 会員情報委員会

- ① 会員の入会及び退会に関する事項
- ② 会員資格の取得に関する事項
- ③ 会費未納に伴う資格喪失に関する事項
- ④ 会員の自律規範に関する事項

(2) 総務委員会

- ① 事務局の運営に関する事項
- ② 会務及び議事に関する事項
- ③ 全宅保証及び宅建協会の連絡調整に関する事項
- ④ 関係官庁及び関係諸団体との連絡に関する事項
- ⑤ その他、他委員会に属さない事項

(3) 財務委員会

- ① 予算及び決算に関する事項

- ② 経理帳簿保管に関する事項
  - ③ 金銭出納保管に関する事項
  - ④ その他、会計処理に関する事項
  - (4) 苦情解決委員会
    - ① 宅地建物取引業法第 64 条の 5 に定める苦情の解決に関する事項
    - ② 宅建協会無料相談所連絡調整に関する事項
    - ③ 手付金等保管業務に関する事項
    - ④ 手付金保証業務に関する事項
    - ⑤ 弁済案件の中央本部審査機関への移管に関する事項
    - ⑥ 弁済業務保証金分担金の受入れ・返還に関する事項
    - ⑦ 弁済業務保証金分担金の還付に関する事項
    - ⑧ 求償権の行使に関する事項
  - (5) 法令研修委員会
    - ① 宅建協会との共催による研修業務に関する事項
    - ② 宅地建物取引業者（代表者、宅地建物取引士、従業者）及び新規免許取得者の教育研修に関する事項
  - (6) 広報啓発委員会
    - ① 宅建協会との共催による広報発行に関する事項
    - ② 会務及び関係官公庁の告示・通達の周知、不動産知識の普及に関する事項
    - ③ 対外的広報活動に関する事項
    - ④ 情報開示の判断等に関する事項
    - ⑤ 宅建協会との共催によるホームページの運営及び更新に関する事項
    - ⑥ 宅地建物取引に係る各種情報提供業務に関する事項
- 2 前項に掲げるもののほか、本部長は業務執行のため必要と認めたときは、幹事会の承認を得て、常置又は臨時の委員会を設けることができる。
- 3 委員会の構成は、次の通りとする。
- (1) 委員会は、委員長、副委員長、委員若干人をもって構成する。
  - (2) 委員長、副委員長、委員の任免は本部長が行い、幹事会の承認を得なければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

### （資産の構成）

第 27 条 神奈川本部の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 全宅保証交付金
  - (2) 寄付金品
  - (3) その他の収入
- 2 神奈川本部の経費は、資産をもって支弁する。

### （資産の管理）

第 28 条 資産は、本部長が管理し、その方法は、幹事会の議決を得て本部長が定める。

### （事業計画及び収支予算）

第 29 条 神奈川本部の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、幹事会の審議を経て会長あてに提出し、その年度終了後 3 ヶ月以内に、総会に提出し承認を受

けなければならない。

(事業報告及び決算)

第30条 神奈川本部の事業報告及び決算は、毎年度終了後に幹事会の審議を経て会長あてに提出し、その年度終了後3ヶ月以内に、総会に提出し承認を受けなければならない。

(事業年度)

第31条 神奈川本部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

## 第8章 事務局

(事務局)

第32条 神奈川本部に事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干人を置く。

3 事務局に関する事項は、本部長が幹事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 幹事会の決議による補完

(細則)

第33条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が幹事会の決議を得て別に定める。

## 第10章 改 廃

(改 廃)

第34条 この規則を改正又は廃止しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この規則は平成24年4月1日より施行する。
- 2 平成25年3月18日一部改正、平成25年4月1日施行
- 3 平成28年3月3日一部改正、平成28年4月1日施行